

電気通信事業法施行規則等の一部改正について

(諮問第1169号)

<目 次>

1	報告書	1
2	答申書(案)	18
3	改正概要	19
4	接続料規則の一部改正省令案 (新旧対照表)	25
5	電気通信事業法の一部改正省令案 (新旧対照表)	30

平成19年6月21日

情報通信審議会電気通信事業部会
部会長 根岸 哲 殿

接 続 委 員 会
主 査 東 海 幹 夫

報 告 書

平成19年4月19日付け諮問第1169号をもって諮問された事案について、調査の結果、下記のとおり報告します。

記

- 1 本件、電気通信事業法施行規則等の一部改正については、諮問のとおり改正することが適当と認められる。

- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は、別添のとおりであり、総務省においては、以下の措置が講じられることを要望する（括弧内は別添において対応する当委員会の考え方）。
 - ・ 平成19年9月末までに、本改正及び現時点における事業リスクを踏まえて β 値を見直し、その結果を根拠とともに総務省に報告することをNTT東西に対して求めるとともに、当該 β 値の適正性について、平成20年度接続料の認可に際し改めて検証すること。（考え方9）

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案等に対する意見及びその考え方

1. 接続料規則改正関係

(1) スタックテストに関する根拠規定の整備

意見	再意見	考え方
意見1-1 スタックテストの実施根拠規定が接続料規則で整備されることに賛同。	再意見1-1	考え方1
<p>○ 接続料の適正性の検証手段として実施されるスタックテストについて、実施根拠規定が今回接続料規則で整備されることに賛同します。</p> <p>また、これに関連して、スタックテストに係るガイドラインが早急に整備され、これまで以上に厳格かつ効果的なスタックテストが実施されることを期待します。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>○ スタックテストを実施する根拠が接続料規則に規定されることになったことを歓迎いたします。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	<p>○ 先般の意見募集に対する当社意見でも述べたとおり、スタックテストを接続料設定の原則として省令に規定することは適当でなく、スタックテストはあくまでその接続料の設定が競争に与える影響をチェックする一手段と位置づけるべきと考えます。</p> <p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>	<p>○ 接続料が「原価に照らし公正妥当なものであること」(電気通信事業法第33条第4項第2号)には、当該接続料が接続事業者との間に不当な競争を引き起こさないような水準であることも含まれることから、従来より、接続料の認可に際して、この点について検証を行ってきた。</p> <p>本改正案は、制度の一層の透明性を確保する観点から、この点について接続料規則に規定するものであり、その運用は電気通信事業法に基づき行われることとなる。</p> <p>また、接続料規則上、接続料原価の算定に際し接続料設定事業者に認められている裁量(原価算定期間等)は、接続料設定の原則(接続料規則第14条)に従うことを前提とするものであることから、両者は整合的である。</p> <p>なお、NTT持株及びNTT東日本の意見において提案されている修正案では、接続料が不当な競争を引き起こすものであっても認可しなればならなくなることから、本改正案は適切である。</p>
意見1-2 スタックテストを接続料設定の原則として省令に規定することは適当でなく、仮に規定する場合であっても、接続料の妥当性をチェックするための付加的な規定にすぎないことを明確化するように修正すべき。	再意見1-2	
○ FTTN等のブロードバンドサービスは、需要の立ち上げ期にあり、また現実に熾烈な設備ベースの競争があって、NTT東西はその対抗上、普及促進・競争対抗的な料金設定をせざるを得ず、ユーザ料金は市場で決定されている状況にあります。他方、接続料は、適正な原価を回収できるように設定することが	○ 接続料の適正性の検証を行うためには、スタックテスト等による多角的な検証が不可欠であり、今回、接続料規則を改正し、スタックテストを接続料金検証の際の必要なプロセスの一つとして明文化されることは適切であると考えます。 <p>また、第一種指定電気通信設備に係る接続料</p>	

基本原則となっているため、ユーザ料金と接続料は、それぞれ別の観点から設定しているものと考えます。このため、仮にスタックテストを満たさないことを理由に、現実のコスト以下での接続料の設定を強制するとすれば、NTT東西に自らの事業だけでなく、設備投資をしない競争事業者の事業に係る投資リスク(初期赤字)まで負わせる一方で、設備投資をしない競争事業者は自らの事業に係る投資リスクを(初期赤字)を負わないで済むこととなります。このような仕組みは、事実上、NTT東西が設備投資をしない競争事業者に補助金を支給することにほかならず、競争中立的でないばかりか、健全な設備競争の芽を摘むことになると考えます。

また、接続料の認可基準は、電気通信事業法上、「原価に照らし公正妥当なものであること」とされており、「接続事業者との間に不当な競争を引き起こさないように接続料を設定すること」という別の認可基準を接続料規則に定めることは、法律で算定方法を省令に委任した範囲を明らかに逸脱していると考えます。

さらに、省令に則り適正な原価に基づき接続料算定して認可申請していたにもかかわらず、スタックテストの要件を満たさないことを理由に当該接続料の設定が認められず、例えば将来原価方式等、別の算定方法や算定期間で接続料を設定することを強いられるとすれば、省令上、接続料の算定方法や算定期間は事業者が選択できるとされていること(接続料規則第8条第2項ただし書)と相反することになるため、不適切であると考えます。

したがって、スタックテストを接続料設定の原則として省令に規定することは適当でなく、スタックテストはあくまでその接続料の設定が競争に与える影響をチェックする一手段と位置づけるべきと考えます。

仮に、接続料規則に規定するにしても、改正案の

は、能率的な経営の下における適正な原価を算定するものとして総務省令で定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものである必要があり、スタックテストを含む認可の審査の結果、接続料に問題があると判明した場合は、その算定方法について見直しが行われることは必要不可欠な措置であると考えます。

なお、消費者利便の最大化のためには、サービス競争と設備競争の両方の推進が必要というのが弊社の基本的な認識です。その際、特に加入者回線部分については、実質的にNTT東西しか設備設置が可能でない点や、過剰な重複投資を抑制するといった国民経済性の観点から、NTT東西の有するボトルネック設備の開放を前提とした競争環境の構築が必要であると考えます。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

○ スタックテストとは、情報通信審議会答申(2007年3月30日)【コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について】に「利用者料金と接続料の差分に当たる営業費相当分の適正性に着目して接続料の妥当性を検証する仕組み」と説明されており、あくまで公正競争の確保がその目的となります。したがって、スタックテストの実施は、NTT持株会社やNTT東日本が指摘するような、「現実のコスト以下での接続料の設定を強制する」、「健全な設備競争の芽を摘むこと」ではありません。

むしろ、以下の事例のようにNTT東西の利用者料金と接続料金の関係については、プライススケーイズ等の問題もしくは課題となることが多いため、接続料規則中に明記し、セーフガードとしての

ように原価主義という基本原則と並列的に規定するのではなく、接続料の妥当性をチェックするための付加的な規定に過ぎないことを明確にするため、以下のように修正していただきたいと考えます。

(修正案)

「接続料の水準の設定にあたっては、第一種指定電気通信設備を設置する事業者と接続事業者との間に不当な競争を引き起こさないものとなるように配慮するものとする」

(NTT持株、NTT東日本)

- 接続料は適正な原価を回収できるように設定することが基本原則であり、スタックテストはあくまでも接続料の妥当性をチェックする一手段に位置づけるべきと考えます。

また、接続料の認可基準は、電気通信事業法上、「原価に照らし公正妥当なものであること」と既に定められており、省令(接続料規則)上、新たに「接続事業者との間に不当な競争を引き起こさないものとなるよう接続料を設定する」という別の認可基準を定めることは、法律が省令に委任した範囲(算定方法)を逸脱していると考えます。

更に、省令に則り適正な原価に基づき接続料を算定して認可申請したにもかかわらず、スタックテストの要件を満たさないことを理由に当該接続料の設定が認められず、省令上の原則に基づかない接続料算定を強いられるとすれば、省令として不適切であると考えます。

したがって、スタックテストを接続料設定の原則として省令に規定することは適当でないと考えます。仮に、省令に何らかの規定を行うにしても、改正案のように原価主義という基本原則と並列的に規定するの

役割も持たすべきと考えます。

今回の省令改正により、接続料金申請の際にスタックテストが行なわれることになったのは、接続料を設定する事業者と接続事業者との間の不当な競争を未然にもしくは早期に防ぐ方法として非常に有効であると期待しています。

例①では、平成14年の事件が平成19年に解決するまで5年近くかかっていること、例②では、NTT東西が接続料金との比較考量における説明にあたり現実的とは言えない收容比率(80%)の設定で利用者料金を説明した事例となり、その後の検証の経緯が明確でないなど、問題点として考えられます。

<例①> FTTHサービスの私的独占

「東日本電信電話株式会社に対する審判審決について」
(平成19年3月29日公正取引委員会)

<http://www.jftc.go.jp/pressrelease/07.march/07032904.pdf>

NTT東日本は「ニューファミリータイプ」を提供するにあたり、認可申請の分岐方式ではなく、芯線直結方式で当初月額5,800円の利用者料金にて提供したが、これは他の電気通信事業者がFTTHサービスを提供する際に必要となる接続料金を下回るものであった。

<例②> FTTHサービスのスプリッタ等の收容比率について

「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可～光ファイバ設備等の接続料の設定等～」(平成13年8月31日総務省)

http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/pressrelease/japanese/sogo_tsusin/010831_5.html#1

NTT東西より申請された接続料金について、利用者料金と接続料の関係について、総務省より「この比較で見込まれている收容比率(約80%)

ではなく、接続料の妥当性をチェックするための付加
的な規定に過ぎないことを明確にしていきたいと
考えます。

(NTT西日本)

については、今後、NTT東日本・西日本における
Bフレッツサービスにおける収容比率の実績を比
較する等、その適切性について検証する必要があ
る」という考え方が出された。

また、スタックテストの実施の際には、一般的に
利用者料金はコストに適正利潤を乗せて設定され
ますが、FTTH等のブロードバンドサービスが仮に
赤字だった場合、どのサービスから赤字を補填し
ているのかを明確にする必要があります。現状で
は残念ながら、FTTH等のブロードバンドサービス
だけを会計分離しているわけではなく、NTT東西
が独占市場の利益を競争市場に補填して競争阻
害をしているのかどうか判断できません。スタック
テストは、内部相互補助のチェックを目的に、NTT
東西も不透明感を払拭する絶好の機会と認識す
べきと考えます。

上記例①、②に共通することは、NTT東西が実
際の運用に対応した適正コストに基づくことなく、
利用者料金を設定しようとした点が反競争的と見
られる点です。分岐方式の接続料を設定しておき
ながら、芯線直結方式で提供すると赤字が出るの
は当然です。80%という非現実的な利用率を用
いて接続料とは異なる前提条件で利用者料金を
設定すれば、利用者料金と接続料の間で逆ざや
になるのももつともです。そのような非現実的な接
続料・利用者料金については、設定したNTT東西
が本来なら赤字の責任を負うべきですが、今回の
スタックテスト導入により、このような過ちを未然に
防ぐことができるのであれば、NTT東西にとっても
メリットが非常に大きいと考えられます。

(イー・アクセス、イー・モバイル)

意見2 スタックテストの判断基準について引き続き検討することを要望。また、利用部門に比べ管理部門の利益率が極端に大きいような場合、プライススウィーズを起している可能性があるため、接続料全体からみたチェックの実施を要望。	再意見2	考え方2
<p>○ スタックテストの水準については、2007年3月30日に情報通信審議会より答申のあった「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」P.16では、「営業費相当分の検証に当たり、これに販売促進費など顧客獲得に係る費用を含めることは適当ではない。なお、当該営業費相当分が妥当であると認められる水準については、より市場実態に即した検証を行うために必要な会計データの把握方法等も含め、更に別途検討することが必要である。」とありますので、スタックテストの判断水準について引き続き検討いただけますよう要望します。</p> <p>スタックテスト自体は個々の接続料で行なわれることになると考えますが、管理部門と利用部門の利益率を比較した場合に、管理部門の利益率のほうが極端に大きいような場合には、プライススウィーズをおこしている可能性があるため、接続料全体からみたチェックも行っていただけるよう要望します。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	<p>○ 「接続料全体からみたチェック」が具体的に何を意味しているのか分かりかねますが、当社は、第一種指定電気通信設備接続会計規則に基づき、電気通信事業に係る費用、収益及び資産を「第一種指定設備管理部門」と「第一種指定設備利用部門」で適正に区分して整理しており、新たなルールを設定する必要はないと考えます。</p> <p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>	<p>○ スタックテストの具体的な運用指針については、総務省において別途検討しているところである。</p>

(2) 事後精算制度の廃止及び事前に接続料が確定する方式の導入

意見3 事後精算制度の廃止及び事前に接続料が確定する方式の導入に賛同。	再意見3	考え方3
<p>○ 事後精算制度の廃止及び事前に接続料が確定する方式の導入(接続料規則の一部改正)については、変更により事後に精算することがなくなるのとなり、事業の予見可能性の観点からも好ましいものであり、変更賛同する。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

(アッカ・ネットワークス)		
意見4-1 長期増分費用方式及び将来原価方式により算定される接続料には調整額の適用はないと理解。	再意見4-1	考え方4
<p>○ 今般の省令改正で、「原則として、直近の実績に基づき接続料を算定した上で、適用年度実績とのかい離分を「調整額」として次期接続料の原価に算入すること」(報道資料別紙1から引用)を目的とした規定整備が行われております。</p> <p>この「調整額」は、前期の接続料が実際費用方式で算定されている場合に限り、原価算入されることが今般の改正趣旨であり、実際費用方式以外の長期増分費用算定方式または将来原価算定方式等で算定されている接続料については、当該算定期間中に「かい離分」が発生したとしても、接続料算定方式の如何を問わず、次期以降の接続料原価には算入されないものと理解しております。改正省令案が本趣旨に則っていることについて、確認させていただきたいと考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>○ 今回追加された第八条第二項第二号の適用要件は、答申に記載されているとおり、調整額が過大になることにより接続料の急激な変動が生じる場合に限定されるものと理解しています。</p> <p>LRIC方式は、既存事業者の非効率性を排除することを目的として、「高度で新しい電気通信技術を利用した効率的なものとなるように新たに構成するものとした場合」の接続料を算定するものであり、そもそも実際の費用との精算を行うべきものではありません。したがって、LRIC方式の接続料が適用されている期間について、調整額が発生することはないものと理解しています。</p>	<p>○ 先般の意見募集に対する当社意見でも述べたとおり、本来、接続料は、算定方式の如何にかかわらず、原価が適正に回収されるように設定すべきものであり、実績原価方式と将来原価方式という算定方式の違いで適用年度実績とのかい離分の取扱いに差異を設けることは、全く合理性がありません。また、将来原価方式での接続料は、予測需要や予測原価に基づき算定するため、実績とのかい離が生ずる蓋然性が高いことから、将来原価方式の接続料について、当該かい離分の取扱いに関するルールを定めることによって、制度的な一貫性が確保されるものと考えます。</p> <p>したがって、将来原価方式の接続料についても全て、今回の改正に合わせ、予測と実績のかい離分を「調整額」として次期接続料の原価に算入して算定するように見直すべきと考えます。</p> <p>また、長期増分費用(LRIC)方式における接続料については、前年度下半期+当年度上半期の通年トラヒックをもとに算定することとされており、トラヒック減少による接続料単価の上昇が半年分考慮されていないため、平成17年・18年度の毎年度において約300億円の未回収(東西計の管理部門)が生じています。</p> <p>固定電話トラヒックが急激に減少する市場環境においては、トラヒック等の需要データを適用年度に合わせない場合、構造的に当該年度のコスト総額を回収できないことから、長期増分費用方式の接続料についても、未回収分を精算する仕組みに見直すべきであると考えます。</p>	<p>○ 本改正案は、「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」(情審通第34号。以下「平成19年3月答申」という。)を踏まえ、従来実績原価方式により算定されていた接続料に係る精算方法を見直すことを目的としており、現在将来原価方式、長期増分費用方式等他の算定方法により算定されているものの扱いを変更するものではない。</p> <p>なお、現在将来原価方式等により算定される接続料に係る精算方法の見直しについては、今後当該接続料の再計算を行う場合等において、必要に応じて検討することが適当である。</p>

<p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>	
<p>意見4-2 将来原価方式の接続料についても、予測と実績のかい離分を「調整額」として次期接続料の原価に算入して算定するように見直すべき。</p>	<p>再意見4-2</p>	
<p>○ 改正案では、実績原価方式の接続料については、適用年度実績とのかい離分を「調整額」として次期接続料の原価に算入することを認める一方で、将来原価方式の接続料については、原則、適用年度実績とのかい離分を「調整額」として次期接続料の原価に算入することが認められていません。</p> <p>しかしながら、本来、接続料は、算定方式の如何にかかわらず、原価が適正に回収されるように設定すべきものであり、実績原価方式と将来原価方式という算定方式の違いで適用年度実績とのかい離分の取扱いに差異を設けることは、全く合理性がありません。また、将来原価方式での接続料は、予測需要や予測原価に基づき算定するため、実績とのかい離が生ずる蓋然性が高いことから、将来原価方式の接続料について、当該乖離分の取り扱いについてルールを定めないことは、制度的な欠陥であると考えます。</p> <p>したがって、将来原価方式の接続料についても全て、今回の改正に合わせ、予測と実績のかい離分を「調整額」として次期接続料の原価に算入して算定するように見直すべきと考えます。</p> <p>(NTT持株、NTT東日本、NTT西日本)</p>	<p>○ 今回の省令改正は、「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」(H19.3.30 付情報通信審議会答申)(以下、「答申」。)にもあるとおり、現在実施されている事後精算制度の廃止に伴う措置であり、現在事後精算制度の適用がない将来原価方式の接続料に対して調整を行うことは適当でないと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>○ 情報通信審議会答申(2007年3月30日)【コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について】に事後精算制度の見直しの背景として「現行の事後精算精度は、(略)予見性の確保という観点からは問題があり、また複数回に及ぶ精算は実務上煩瑣な面がある。」が記載されています。</p> <p>したがって、今回の見直しの対象としては、実績原価方式による接続料金を基本とすべきであり、将来原価方式等の接続料については何の議論も行われぬまま対象に含めることは適切ではないと考えます。</p> <p>NTT東西は毎年、事業計画の認可申請の手続きを経て設備投資計画も決定しており、例えば、現在将来原価方式で算定されている加入者光ファイバケーブルについては、投資額及び線路巨長(芯km)まで申請内容に記載されています。NTT</p>	

	東西から「光ファイバの実績コストは赤字」という発言がよく見受けられますが、このような認可された計画的な設備投資について、乖離の原因及び投資回収リスクを接続事業者にまで求めるのは問題であり、調整をする必要はないと考えます。 (イー・アクセス、イー・モバイル)	
意見5 接続料の予見性を高めるため、複数年での接続料原価算定の適用に当たり、適用する場合の算定年数等に関するルールを策定しておくことが望ましい。	再意見5	考え方5
○ 接続料の予見性を更に高めるために、上記第二号の複数年での接続料原価算定の適用にあたっては、適用基準、適用する場合の算定年数等について予め一定のルールを策定しておくことが望ましいと考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル) ○ 「調整額が過大になることにより接続料が急激に変動することを防ぐため、接続料原価の算定に際し、直近の実績値に代えて予測値を用いることや一年を超える原価算定期間を設定できるように規定を整備」とありますが、接続料金の変更認可申請で、再申請となるのか、認可の条件となるのかを含め、接続料金が急激に変動する防止策についての運用基準について明確化していただけますよう要望します。 (イー・アクセス、イー・モバイル)	—	○ 御指摘の適用基準は、「接続料の急激な変動を緩和する必要があるとき」であり、また、適用する場合の算定年数は5年以内であるなど、本規定の適用に関し必要な事項は規定されている。 なお、本規定の適用に関し更に詳細なルールを事前に定めることが適当か否かは、今後の運用を踏まえ、必要に応じ検討することが適当である。
意見6 NTT東西において、平成20年度接続料から導入する算定方法について申請前に接続事業者への説明等を行うよう要望。	再意見6	考え方6
○ 今回の省令改正を受けて、NTT東西でH20年接	—	—

<p>続料金から導入する算定方法については、実際の算定や接続料の認可変更申請を行なう前に、NTT東西より接続事業者へ算定方法の説明を行なういただき、接続事業者からの要望を算定方法に反映していただけるよう強く要望。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>		
<p>意見7 今回の見直しの適用外となる接続料等の明確化を要望。特に、コロケーション費用を事後精算の廃止対象とし、単価の揭示の前倒し・簡素化の検討を要望。</p>	再意見7	考え方7
<p>○ 現在、事後精算を行なっている接続料及びコロケーション費用のなかで、今回のルール変更を適用しないものがあれば、具体的に明確化いただけるよう要望します。</p> <p>特に、コロケーション費用については、事後精算の廃止対象の範囲に含めること、また、あわせて単価提示の前倒し及び単価の簡素化の検討を強く要望します。</p> <p>現在、コロケーション費用の単価は、接続料金の認可後の提示となっておりますが、新しい単価を接続料金の認可申請と同時期に提示いただけるよう強く要望します。</p> <p>コロケーション費用の算定方法については、毎年変更になり増加し続けている「単価」を前々年度以前のもの是一本化するなど算定の負担を軽減するような仕組への変更を強く要望します。その際、減価償却済みの資産については、単価の見直しを行ない、反映していただけるよう強く要望します。例えば、蓄電池など電源設備の法定耐用年数は6年となっておりますが、弊社は平成12年からNTT東西のコロケーションを利用しており、すでに耐用年数を過ぎて減価償却済みになっている資産も多いと考えられます。このような場合、減価償却済みの資産についてはコロ</p>	-	<p>○ 御指摘の点については、実施するか否かを含め、まずはNTT東西において検討を行うことが適当である。</p> <p>なお、当該検討結果の適正性については、平成20年度接続料の認可に際し、当審議会において改めて審議することが適当である。</p>

<p>ケーション単価の算定方法を見直し、現在設定している単価より大幅に低下するべきと考えます。各コロケーション設備それぞれについて適用している法定耐用年数を開示し、減価償却済みの設備についてのコロケーション単価の反映方法をNTT東西が提示するよう強く要望します。</p> <table border="1" data-bbox="206 411 736 600"> <thead> <tr> <th>設備区分</th> <th>法定耐用年数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空調設備</td> <td>9年</td> </tr> <tr> <td>電力設備(電源装置)</td> <td>6年</td> </tr> <tr> <td>電力設備(発電装置)</td> <td>15年</td> </tr> <tr> <td>電力設備(受電装置)</td> <td>9年</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	設備区分	法定耐用年数	空調設備	9年	電力設備(電源装置)	6年	電力設備(発電装置)	15年	電力設備(受電装置)	9年		
設備区分	法定耐用年数											
空調設備	9年											
電力設備(電源装置)	6年											
電力設備(発電装置)	15年											
電力設備(受電装置)	9年											
<p>意見8 乖離額や調整額の実績を接続会計報告書に反映することを要望。</p>	再意見8	考え方8										
<p>○ 乖離額や調整額については、その実績が接続会計報告書にも反映されることを要望します。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>		○ 接続会計の在り方については、現在、総務省において別途検討しているところであり、御指摘の点についても、その中で必要に応じて検討することが適当である。										
<p>意見9-1 「毎年度の需要の増減の結果として生じる投下資本の回収リスクは基本的になくなり、管理部門のリスクは現行方式に比して減少するため、リスクを勘案して設定する自己資本利益率の算定方法について変更する必要がある」(平成19年3月30日情報通信審議会答申)との答申について、今回の見直しにより事業リスク自体が軽減されるわけではないこと等から、自己資本利益率の算定方法を変更することは不適切。</p>	再意見9-1	考え方9										
<p>○ 「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について(H19.3.30 付情報通信審議会答申)」において、今回の精算方法の見直しに伴い、「毎年度の需要の増減の結果として生じる投下資本の回収リスクは基本的になくなり、管理</p>	○ 今回の事後精算制度の廃止に伴い、NTT 東西は、最終的に実績費用の全額回収が可能となるため、毎年度の需要の増減の結果として生じる投下資本の回収リスクは基本的になくなるものと考えます。	○ 平成19年3月答申において示したとおり、精算方法の変更は事業リスクに影響を与えることから、この点を踏まえ、自己資本利益率の見直しを行うことが必要である。 他方、NTT東西は、再意見において、自己資										

<p>部門のリスクは、現行方式に比して減少するため、リスクを勘案して設定する自己資本利益率の算定方法について変更する必要がある」と指摘されていますが、今回の見直しによって、自己資本利益率を変更することは、以下の理由から不適切であり、実施すべきではないと考えます。</p> <p>① 自己資本利益率は、投下した資本で行う事業のリスクに見合った期待利益率であり、精算の有無によって変動するものではないこと。</p> <p>② また、現実には、需要の変動によって、接続料が上がっていく(未回収が発生する)場合もあれば、接続料が下がっていく(過回収が発生する)場合もあり、接続料が上がっていく局面だけを想定して未回収リスクがなくなると判断することは不適切であり、今回の見直しによって、事業リスク自体が変わるわけではないこと。</p> <p>③ これまで自己資本利益率は、1/2のタイムラグ精算方式を採用しているヒストリカル接続料も、予測トラヒックにより設定し事後精算を行わないLRI Cも同じ水準に設定されており、投下資本の回収リスクについては、特定の精算方式に関わらず同一に設定していること。</p> <p>仮に、自己資本利益率の算定方法を見直すのであれば、現行の算定方法を導入した平成10年当時と比べ、通信市場では設備競争が進展し、事業リスク(設備を新たに構築しても、誰にも使われなくなるリスク)は増大している状況を踏まえた上で、ファイナンス分野の専門家等を交えた検討の場を設置する等、ファイナンス的見地からの客観的意見等を踏まえた議論を行っていただく必要があると考えます。</p> <p>(NTT持株、NTT東日本、NTT西日本)</p>	<p>このため、事後精算制度の廃止に伴い新たに接続料を算定する際に用いられる自己資本利益率は、リスクフリーレート等の低廉な水準に見直されるべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>本利益率の算定に用いている現行のβ値(=0.6)は、必ずしも近年の通信市場における事業リスクの変化を十分に反映したものではないとしている。</p> <p>以上を踏まえれば、自己資本利益率については、まずはNTT東西において適切なβ値を示した上で、その妥当性を検証することが適当である。</p> <p>したがって、総務省においては、NTT東西に対し、平成19年9月末までに、本改正及び現時点における事業リスクを踏まえてβ値を見直し、その結果を根拠とともに総務省に報告することを求めることが適当である。また、当該β値の適正性については、総務省及び当審議会において平成20年度接続料の認可に際し改めて検証することが適当である。</p>
<p>意見9-2 事後精算制度の廃止に伴い新たに算定される接</p>	<p>再意見9-2</p>	

<p>続料は、リスクフリーレート等のより低廉な自己資本利益率を適用することが必須であり、その旨を規定すべき。</p>		
<p>○ 答申には、「毎年度の需要の増減の結果として生じる投下資本の回収リスクは基本的になくなることから、管理部門のリスクは、現行方式に比して減少すると考えられる。したがって、案③(※)を採用する場合には、リスクを勘案して設定する自己資本利益率の算定方法についても、この点を踏まえて変更する必要がある。」と取り纏められています。このように、事後精算制度の廃止に伴い新たに算定される接続料に対しては、リスクフリーレート等のより低廉な自己資本利益率が適用されることが必須であり、今回の省令改正において接続料規則第十二条にその旨を規定すべきであると考えます。</p> <p>(※) 前々年度実績に基づき算定した上で、適用年度実績との乖離分については次期接続料の原価に算入する案</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>③ 2007年3月30日に情報通信審議会より答申のあった「コロケーションルールの見直し等に係る接続料ルールの整備について」p.23で「案③によれば、毎年度の需要の増減の結果として生じる投下資本の回収リスクは基本的になくなることから、管理部門のリスクは、現行方式に比して減少すると考えられる。案③を採用する場合には、リスクを勘案して設定する自己資本利益率の算定方法についても、この点を踏まえて変更する必要がある。」とありますので、自己資本利益率の算定方法について、リスクを軽減したレートを設定することを明示すべきと</p>	<p>○ 「事後精算制度の廃止に伴い新たに算定される接続料に対しては、リスクフリーレート等のより低廉な自己資本利益率が適用されることが必須であり、今回の省令改正において接続料規則第十二条にその旨を規定すべき」という意見は適切であり、賛成します。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p> <p>○ 先般の意見募集に対する当社意見でも述べたとおり、自己資本利益率は、投下した資本で行う事業のリスクに見合った期待利益率であり、精算の有無によって変動するものではないことから、今回の精算方法の見直しによって、自己資本利益率を変更すべきではないと考えます。このことは、自己資本利益率について、現行の算定方法を導入した平成10年の接続料の算定に関する研究会でも、精算の有無による未回収リスクの扱いが議論されていないことや、1/2のタイムラグ精算方式を採用しているヒストリカル接続料も、事後精算を行わないLRICも同じ水準に設定し、特定の精算方式に関わらず同一に設定されていることから、明らかであると考えます。</p> <p>また、現行の自己資本利益率の算定に用いているβ値(=0.6)は、現行の算定方法を導入した平成10年以降変更しておらず、近年の通信市場における事業リスクを的確に反映したものではありません。</p> <p>したがって、仮に、自己資本利益率の算定方法を見直すのであれば、現行の算定方法を導入した平成10年当時と比べ、通信市場では設備競争が</p>	

<p>考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	<p>進展し、事業リスク(設備を新たに構築しても、誰にも使われなくなるリスク)は増大している状況を踏まえた上で、ファイナンス分野の専門家等を交えた検討の場を設置する等、ファイナンス的見地からの客観的意見等を踏まえた議論を行っていただく必要があると考えます。</p> <p>(NTT東日本)</p> <p>○ 先般の意見募集に対する当社意見でも述べたとおり、現実には、需要の変動によって、接続料が上がっていく(未回収が発生する)場合もあれば、接続料が下がっていく(過回収が発生する)場合もあるため、接続料が上がっていく局面だけを想定して未回収リスクがなくなると判断することは不適切であり、今回の精算方法の見直しによって、当社の事業リスク自体が軽減される訳ではないことから、今回の見直しに伴って自己資本利益率を引き下げることが適当でないと考えます。</p> <p>むしろ、現行の自己資本利益率の算定に用いているβ値(=0.6)については、光ファイバ、WiMAXに代表される広帯域無線及びIPネットワーク等、ブロードバンド市場における設備ベースの競争の本格化等、近年の電気通信市場における競争環境変化に伴う当社の事業リスクの高まり等を必ずしも十分に反映していないと考えられることから、それらの変化を反映したものとなるよう見直す必要があると考えます。</p> <p>(NTT西日本)</p>	
---------------------------------------	--	--

2. 電気通信事業法施行規則改正関係

○ 電柱等におけるコロケーションルールの整備

意見10 電柱等におけるコロケーションルールの整備する省令案に賛同。	再意見10	考え方10
<p>○ 「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について 答申(本年 3 月 30 日付)」(以下、「答申」という。)の内容に則り、電柱等におけるコロケーションルールが整備される本省令案に賛同します。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>○ 「コロケーションルール(施行規則第 23 条の4第2項第2号)の適用対象に電柱等を追加」及び「取得固定資産額を基礎に接続料の原価算定方法に準じて電柱使用料を算定」を規定することに賛成します。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	—	—
意見11 電柱改修費用の扱いについても、今年度末に実施される予定の議論を通じて、公平な負担の在り方が実現されることを希望。	再意見11	考え方11
<p>○ 今回の省令改正により電柱等に係る使用料の算定方法が明確化されますが、これに関連して電柱改修費用の扱いについても、今年度末に実施される予定の議論を通じて、公平な負担の在り方が実現されることを希望します。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>○ 他事業者からの電柱利用要望に基づき当社が電柱改修を実施する場合には、起因者負担の考え方に基づき、その電柱改修費用を当該他事業者にご負担いただくこととしています。</p> <p>仮に、特定事業者に起因する電柱改修費用を電柱使用料の原価に算入する等、全ての電柱利用者が当該費用を負担する仕組みとした場合には、例えば既存支線の共用等、より合理的かつ効率的な代替手段がある場合であっても、電柱の改修を要望されることになる等、他事業者のコスト意識が希薄となることに起因する非効率な電柱改修が助長されるおそれがあると考えます。</p>	○ 電柱改修費用等の扱いについては、平成19年3月答申を踏まえ、NTT東西より平成19年未までに報告される内容を勘案し、平成19年度末を目途に改めて検討することが適当である。

	<p>こうした非効率な電柱改修や必ずしも汎用性のない電柱改修に係る費用負担を起因者以外の電柱利用者に求めることは不公平であるため、電柱改修費用は現状どおり起因者負担とすることが適当であると考えます。</p> <p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>	
意見12 電柱利用に係るルールは、電柱に係る全ての利害関係者に適用される「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」に盛り込むべき。	再意見12	考え方12
<p>○ 電柱利用者には接続事業者のみならず、CATV事業者や有線放送事業者等の様々な事業者が存在しているため、接続事業者のみを対象とするコロケーションルールを整備することは、接続事業者とその他事業者との間で、電柱の利用条件等における公平性を著しく損なうものと考えます。</p> <p>また、電力会社がNTT東西以上の電柱を保有していることを踏まえれば、NTT東西の電柱のみを対象とするルールを整備したとしても、接続事業者の電柱利用の円滑化という意味では効果は薄く、また、規制の在り方としても不公平であると考えます。</p> <p>したがって、電柱利用に係るルールは、接続ルールとして施行規則に規定するのではなく、電柱に係る全ての利害関係者に適用される「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」に盛り込むべきであると考えます。仮に、今回、接続ルールとして施行規則に規定するのであれば、その内容は、同時期に電柱等ガイドラインに盛り込むべきであると考えます。</p> <p>(NTT持株、NTT東日本、NTT西日本)</p>	<p>○ 答申において、「円滑な接続を確保する観点から、電気通信事業法施行規則(昭和 60 年郵政省令第 25 号)を改正し、NTT 東西の局舎等と同様に、電柱においてもコロケーションルールを整備することが適当である。」とされているところであり、NTT 東西の電柱利用に係るルールを「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」ではなく、電気通信事業法施行規則において整備することは適切であると考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>○ 平成19年3月答申において示したとおり、今回の電柱等におけるコロケーションルールの整備は、ボトルネック設備への透明、公平、迅速かつ合理的な条件による接続を確保する観点からNTT東西の電柱等のうち、あくまで第一種指定電気通信設備との円滑な接続に必要なものについてルール整備するものである。</p> <p>したがって、他人の土地等の使用权に関する協議の認可・裁定の運用基準である「電柱・管路ガイドライン」に同様の内容を盛り込むことは必ずしも適当でないが、電柱等の利用の円滑化を通じ、設備競争を一層促進する観点から、当該ガイドラインについても、適時適切に見直しを行うことが適当である。</p>
意見13 今回新たに対象となる電柱を含め、コロケーション設備の使用料の算定に用いる自己資本利益率についてリスクフリーレートを適用すること	再意見13	考え方13

<p>は不相当であり、事業リスクに見合うよう見直すべき。</p>		
<p>○ コロケーション設備の使用料の算定に用いる自己資本利益率については、リスクフリーレートを適用することとされていますが、今回新たに対象にするとされている電柱を含め、当社は、自らの事業展開のために投資リスクを負って設備構築を行い、貸し出した設備を他事業者が利用しなくなるリスクを含め当該設備が利用されなくなるリスクを負っていることから、当該自己資本利益率についてリスクフリーレートを適用することは不相当であり、当社の事業リスクに見合うものとなるよう見直すべきと考えます。</p> <p>(NTT持株、NTT東日本、NTT西日本)</p>		<p>○ 現行規定上、接続に関し基本的に追加投資が行われていない建物、管路及びとう道の使用料の算定に用いる自己資本利益率については、リスクフリーレートを適用することとされている。</p> <p>平成19年3月答申において示したとおり、電柱が管路やとう道と同様の性格を持つ設備であることにかんがみれば、その使用料の算定に当たって用いられる自己資本利益率についても同様とすることが適当である。</p>

平成19年6月21日

総務大臣
菅義偉 殿

情報通信審議会
会長 庄山悦彦

答申書(案)

平成19年4月19日付け諮問第1169号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、電気通信事業法施行規則等の一部改正については、諮問のとおり改正することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりであり、総務省においては、以下の措置が講じられることを要望する（括弧内は別添において対応する当審議会の考え方）。
 - ・ 平成19年9月末までに、本改正及び現時点における事業リスクを踏まえて β 値を見直し、その結果を根拠とともに総務省に報告することをNTT東西に対して求めるとともに、当該 β 値の適正性について、平成20年度接続料の認可に際し改めて検証すること。（考え方9）

電気通信事業法施行規則等の一部改正について

I 改正の背景

平成 19 年 3 月 30 日付け情報通信審議会答申「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」(情審通第 34 号。以下「答申」という。)において提言された第一種指定電気通信設備に係る措置事項のうち、省令改正を要する次の事項について規定整備するものである。

1. スタックテストに関する根拠規定の整備(接続料規則(平成 12 年郵政省令第 64 号)改正)
2. 事後精算制度の廃止及び事前に接続料が確定する方式の導入(接続料規則改正)
3. 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT東西」という。)の電柱等におけるコロケーションルールの整備(電気通信事業法施行規則((昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「施行規則」という。)改正)

II 主な改正の概要

1. 接続料規則改正

(1) スタックテストに関する根拠規定の整備

接続料水準の妥当性を検証するための仕組みとして運用されているスタックテストの一層の透明性を確保する観点から、次のとおり、スタックテストを実施する根拠規定を整備。【接続料規則第 14 条第 4 項】

- 接続料規則第 14 条(接続料設定の原則)第 4 項に、
「接続料の水準は、第一種指定電気通信設備を設置する事業者と接続事業者との間に不当な競争を引き起こさないものとなるように設定するものとする」旨を規定。

■ 答申抜粋(p. 11)

1. 接続料と利用者料金との関係の検証(スタックテスト)に係る見直し

スタックテストは、接続料水準の妥当性を検証するための仕組みであるが、現行の接続料規則においては、接続料の水準に係る規定が存在しないことから、実態として、電気通信事業法第 33 条第4項第2号(※)に規定する接続料の公正妥当性を検証する仕組みとして運用されている。

しかしながら、制度の一層の透明性を確保する観点からは、接続料に関する事項は、可能な限り接続料規則に規定されていることが望ましいと考えられる。

したがって、当該制度の一層の透明性を確保するため、スタックテストを実施する根拠を接続料規則に規定することが適当である。具体的には、例えば、接続料規則第 14 条(接続料設定の原則)に、「接続料の水準は、第一種指定電気通信設備を設置する事業者と接続事業者との間に不当な競争を引き起こさないものとなるように設定するものとする」旨を規定することが適当である。

【参考】 電気通信事業法(第 33 条第4項第2号)

- 二 接続料が能率的な経営の下における適正な原価を算定するものとして総務省令で定める方法により算定された原価に照らして公正妥当なものであること。

(2) 事後精算制度の廃止及び事前に接続料が確定する方式の導入

平成 20 年度以降の接続料(長期増分費用方式に基づき算定されるもの、キャリアズレートが適用されるもの、新規かつ今後相当の需要の増加が見込まれるサービスに係るものを除く。)に適用。

ア 精算事務の負担軽減を図るとともに接続料の予見性を確保するため、次のとおり規定を整備。

- ① 適用年度の実績値が判明した後に、当該実績値に基づいて算出される接続料と実際に適用された接続料との間のかい離分の 1/2 を精算するという事後精算(タイムラグ精算)制度を廃止すること。

【接続料規則第 22 条:削除】

- ② 原則として、直近の実績に基づき接続料を算定した上で、適用年度実績とのかい離分を「調整額」として次期接続料の原価に算入すること。

【接続料規則第 12 条の2】

【調整額の具体的な算入方法】

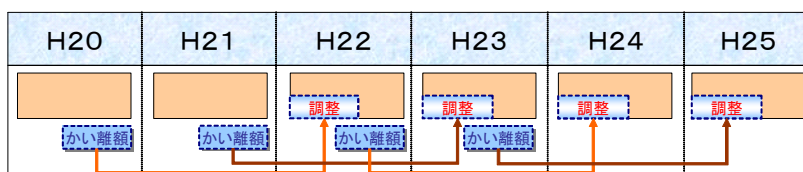
a) 基本的な場合

調整額 = 前々年度のかい離額

b) 原価算定期間が一年を超える接続料の場合又は当該接続料を変更する場合

調整額 = 前々算定期間及び前算定期間のかい離額

(調整額のイメージ)



- イ 調整額が過大になることにより接続料が急激に変動することを防ぐため、接続料原価の算定に際し、直近の実績値に代えて予測値を用いることや、一年を超える原価算定期間を設定できるように規定を整備。

【接続料規則第8条第2項第2号】

■答申抜粋(p.21・22)

2. 事後精算制度の見直し

現行の事後精算制度は、適用年度の実績をより実態に近い形で接続料に反映させるという点では望ましいものの、事後に支払額が決定する仕組みであるため、予見性の確保という観点からは問題があり、また複数回に及ぶ精算は実務上煩瑣な面がある。このため、接続料の適正性が確保されることを前提として、事後精算制度を廃止し、接続料が事前に確定する方式に変更することが適当である。

ここで、新たな接続料算定方法としては、本項(2)の3案が考えられるが、これらの妥当性について比較検討すると、次の理由により、案③(前々年度実績に基づき算定した上で、適用年度実績とのかい離分については次期接続料の原価に算入する案)が最も妥当である。

(中略)

ただし、接続料原価に加算(減算)する過年度の予測値と実績値のかい離分は小さくなることが望ましいことから、当該かい離分が大きくなることがあらかじめ想定される場合であって過年度の需要の推移等を踏まえて適用年度の予測値を合理的に算出することが可能であると認められる場合は、前々年度の実績に代えて当該予測値を用いて接続料を算定することが適当である。

また、過年度の予測値と実績値のかい離分が著しく大きくなった場合には、当該かい離分の単年度当たりの算入額を小さくするため、当該かい離分の調整を複数年かけて行う(接続料原価の算定期間を複数年とする)ことが適当である。

したがって、案③を採用する場合には、上記の措置を講じられるようにするための制度整備を併せて行うことが必要である。

2. 施行規則改正

○ 電柱等におけるコロケーションルールの整備

き線点付近の電柱において加入ダークファイバと既存のメタル回線を接続しVDSLサービスを行う形態(FTTR:Fiber To The Remote terminal)の増加が見込まれること等を踏まえ、電柱等における円滑な接続を確保するため、コロケーションルール(施行規則第23条の4第2項第2号)の適用対象に電柱等を追加。

【施行規則第23条の4第2項第2号(同項第3号:削除)】

なお、電柱固有の事情を考慮し、電柱使用料の算定について、現時点において、すべての電柱における実際の添架状況を把握することが困難であることを踏まえ、取得固定資産額を基礎に接続料の原価算定方法に準じて電柱使用料を算定することを規定。

【施行規則第23条の4第2項第2号二(2)】

■ 答申抜粋(p.42、44)

3. 電柱におけるコロケーションルール

しかしながら、今後、電柱上に接続事業者が電気通信設備を設置し、NTT東西の電気通信設備と相互接続するケースが増加していくことが見込まれることを踏まえれば、円滑な接続を確保する観点から、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)を改正し、NTT東西の局舎等と同様に、電柱においてもコロケーションルールを整備することが適当である。

具体的には、電柱上での接続に関し、①コロケーションを行うために必要な情報の提供に係るルールの整備、②電柱の使用条件に係るルールの整備、③電柱の使用料に係るルールの整備を行うことが必要であり、併せて、当該ルールを適用する電柱の範囲についても整理することが必要である。

(中略)

ウ 電柱の使用料に係るルールの整備

また、その算定についても、局舎スペース等と同様、正味固定資産価額を用いる方法によることが適当ではあるが、現時点において、すべての電柱における実際の添架状況を把握することが困難であることを踏まえれば、当面、現行の電柱使用料の算定方法を継続することはやむを得ない。

ただし、その場合であっても、最新のデータを用いて改めて電柱使用料を算定することが適当である。また、電柱が、管路やとう道と同様の性格を持つ設備であることに鑑み、当該算定に用いる自己資本利益率については、これらと同様とすることが適当である。

(参考)

答申における指摘事項(制度整備・約款変更に係るもの)

(●は今回の諮問において措置するもの。)

■接続料と利用者料金の関係の検証(スタックテスト)に係る見直し

- スタックテストを実施する根拠を接続料規則に規定すること。
- スタックテストの検証区分、対象範囲及び検証方法等について、「スタックテストの運用に関するガイドライン(仮称)」を策定すること。

■事後精算制度の見直し

- 事後精算制度を廃止し、接続料が事前に確定する方式に変更すること。

■接続料債務の不履行リスクの扱い

- 管理部門が適切なリスク管理を行うことを前提として、管理部門において発生する貸倒損失について接続料原価の一部に算入すること。

■中継ダークファイバの扱い

- NTT東西において接続約款を変更し、不要な回線保留を抑制する仕組みにすること。
- NTT東西による迂回路や代替手段等に係る情報の開示を確保するため、接続に必要な情報の開示に係る告示¹(以下「情報開示告示」という。)を改正すること。

■局舎スペース等の扱い

- NTT東西において接続約款を変更し、コロケーションリソースの過剰保留を抑制するための措置を講じること。
- 情報開示告示を改正し、提供不可であるコロケーションリソースについて提供が可能となった場合に、当該リソースの利用を希望している接続事業者に速やかに情報提供を行う等の措置が講じられるようにすること。
- NTT東西の局舎内に設置されている電気通信設備の安全確保に関して必要な規定をNTT東西の接続約款に加えること。
- 当審議会の情報通信技術分科会の審議結果を踏まえ、電気通信設備の安全・信頼性確保に向けた制度整備等、所要の措置を講じること。

¹ 平成13年6月11日総務省告示第395号

■電柱におけるコロケーションルール

- 施行規則を改正し、電柱においてもコロケーションルールを整備すること。
- 情報開示告示を改正し、コロケーションを行うために必要な情報の提供に係る事項が接続約款において明記されるようにすること。

■回線名義人情報の扱い

- N T T 東西において契約約款を変更し、電話重畳型の D S L サービスについて、D S L サービスの利用者等からの申込みを可能とすること。

■加入ダークファイバ及び局内光ファイバの申込み手続の見直し

- N T T 東西において接続約款を変更し、接続事業者が加入ダークファイバ及び局内光ファイバに係る申込みを接続開始までにキャンセルした場合、これに関して申込みからキャンセルの時点までに管理部門において実際に要した費用について、当該接続事業者が負担する仕組みとすること。
- N T T 東西において接続約款を変更し、第一種指定電気通信設備の効率的な利用を確保する観点から、加入ダークファイバに係る接続の申込みがなされた後に工事日を確定するまでに通常要する期間を超えてもなお工事日の連絡がなされない場合、当該加入ダークファイバについて申込みが撤回されたものと見なすこととするなどの措置を講じること。

○接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）

改正案	現行
<p>(接続料の原価)</p> <p>第八条 接続料(第四条の表一の項のうち総合デジタル通信端末回線伝送機能及び同表十三の項の機能に係る接続料を除く。以下この項及び次項において同じ。)の原価は、第四条に規定する機能(第四条の表一の項のうち総合デジタル通信端末回線伝送機能及び同表十三の項の機能を除く。以下同じ。)ごとに、当該機能に係る第一種指定設備管理運営費に第十一条から第十三条までの規定に基づき計算される他人資本費用、自己資本費用、調整額及び利益対応税の合計額を加えて算定するものとする。</p> <p>2 接続料の原価の算定期間は一年とする。ただし、次に掲げる場合は、第四条に規定する機能に係る接続料の原価の算定期間を五年までの期間の範囲内とすることができる。</p> <p>一 第一種指定電気通信設備にその電気通信設備を接続する電気通信事業者が第四条に規定する機能(法第三十三条第五項の機能を除く。)を利用して提供しようとする電気通信役務が新規であり、かつ、今後相当の需要の増加が見込まれるものであるとき。</p> <p>二 前号以外の場合であつて、接続料の急激な変動を緩和する必要があるとき。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(接続料の原価)</p> <p>第八条 接続料(第四条の表一の項のうち総合デジタル通信端末回線伝送機能及び同表十三の項の機能に係る接続料を除く。以下この項及び次項において同じ。)の原価は、第四条に規定する機能(第四条の表十三の項の機能を除く。以下同じ。)ごとに、当該機能に係る第一種指定設備管理運営費に第十一条から第十三条までの規定に基づき計算される他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額を加えて算定するものとする。</p> <p>2 接続料の原価の算定期間は一年とする。ただし、第一種指定電気通信設備にその電気通信設備を接続する電気通信事業者が第四条に規定する機能(法第三十三条第五項の機能を除く。)を利用して提供しようとする電気通信役務が新規であり、かつ、今後相当の需要の増加が見込まれるものであるときは、第四条に規定する機能に係る接続料の原価の算定期間を五年までの期間の範囲内とすることができる。</p> <p>3 (略)</p>

(調整額)

第十二条の二 第四条に規定する機能に係る調整額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める式により計算する。

一 第八条第二項第一号に該当するものとして同項ただし書の規定に基づき接続料の原価を算定する場合及び当該原価に基づき設定した接続料を変更する場合

調整額＝0

二 第八条第二項第二号に該当するものとして同項ただし書の規定に基づき接続料の原価を算定する場合であつて前号に掲げる場合以外の場合（原価の算定期間が一年を超える場合に限る。）及び当該原価に基づき設定した接続料を変更する場合

当該機能に係る前算定期間（前算定期間及び前々算定期間調整額＝期間が1年である場合は、前算定期間及び前々算定期間とする。以下この号において同じ。）における費用（前年度の費用については、合理的な予測に基づき算定するものとする。）

当該機能に係る前算定期間における調整額（当該調整＋額に係る費用及び需要は実績値に基づき算定するものとする。）

当該機能に係る前算定期間における接続料に係る収入（前年度の需要については合理的な予測に基づき算定するものとする。）

三 前々算定期間における接続料の原価が第八条第二項第一号に

該当するものとして同項ただし書の規定に基づき算定されたものである場合（前号に該当する場合を除く。）

調整額＝0

四 前々算定期間における接続料の原価が第八条第二項第一号に該当するものとして同項ただし書の規定に基づき算定されたもの（原価の算定期間が一年を超える場合に限る。）である場合（第一号に該当する場合を除く。）

調整額＝ $\frac{\text{当該機能に係る費用及び需要を実績値に基づき算定した前算定期間の調整額}}{\text{当該機能に係る前算定期間の調整額}}$

五 第六条の規定により整理された第一種指定電気通信設備の資産及び費用に基づき接続料の原価を算定する場合

調整額＝0

六 前各号に掲げる場合以外の場合

調整額＝ $\frac{\text{当該機能に係る前々算定期間における費用}}{\text{当該機能に係る前々算定期間における調整額}} - \frac{\text{当該機能に係る前々算定期間における接続料に係る収入}}{\text{}}$

2) 前項の費用は、第一種指定設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額とする。

（接続料設定の原則）

第十四条 （略）

2・3 （略）

（接続料設定の原則）

第十四条 （略）

2・3 （略）

4) 接続料の水準は、当該接続料が事業者と当該事業者の第一種指定電気通信設備にその電気通信設備を接続する電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こさないものとなるように設定するものとする。

(削除)

(精算)

第二十二條 事業者は、接続料（第四条の表十三の項の機能に係るもの及び法第三十三條第五項の機能に係るものを除く。）を再計算し、その結果に基づき接続料を変更したときは、第四条に規定する機能ごとに、当該機能に係る算定に用いる期間が適用期間より前である原価により定めた接続料の変更前後の差額に当該機能に対する需要の実績値を乗じて得た額の二分の一に相当する額を、第一種指定電気通信設備にその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者と精算するものとする。ただし、第八条第二項ただし書及び第十条の規定に基づき当該機能に係る接続料の原価を算定した場合は精算することを要しない。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二十二條を削る改正規定は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正後の接続料規則（以下「新規則」という。）第十二條の二の規定にかかわらず、新規則の施行の際現に認可を受け、又は平成二十年四月一日前に開始する事業年度に適用する接続料の原価に加える調整額は、零とする。

- 3 事業者は、新規則の規定にかかわらず、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号。以下「法」という。）第三十二条第十三項及び第十四項の規定により、平成十九年度（平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの期間をいう。以下この項において同じ。）の事業年度の会計を整理し、接続料（新規則第四条の表一の項のうち総合デジタル通信端末回線伝送機能及び同表十二の項の機能に係るもの並びに法第三十二条第五項の機能に係るものを除く。以下この項において同じ。）を再計算し、その結果に基づき接続料を変更したときは、新規則第四条に規定する機能ごとに、当該機能に係る算定に用いる期間が平成十九年度の事業年度より前である原価により定めた接続料の変更前後の差額に当該機能に対する需要の実績値を乗じて得た額の二分の一に相当する額を、第一種指定電気通信設備にその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者と精算するものとする。ただし、新規則第八条第二項ただし書及び新規則第十条の規定に基づき当該機能に係る接続料の原価を算定した場合は精算することを要しない。
- 4 新規則の施行の際現に認可を受けている接続料又は新規則の施行後に認可を受け、かつ、平成二十年四月一日前に開始する事業年度に適用する接続料を変更して定める接続料は、新規則第十二条の二の規定の適用については、新たに設定する接続料とみなす。

○電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）

改正案	現行
<p>(第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準)</p> <p>第二十三条の四 (略)</p> <p>2 法第三十三条第四項第一号ホの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>一 他事業者が接続（第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が設置する第一種指定電気通信設備以外の電気通信設備を介した間接的な接続を含む。以下この号において同じ。）に必要な装置の設置若しくは保守又は建物、管路、<u>とう道若しくは電柱等の利用を接続に関して行う場合における次の事項</u></p> <p>イ 他事業者が接続に必要な装置を設置する場合の手続であつて次に掲げる事項を含むもの</p> <p>(1) 他事業者が接続に必要な装置を設置することが可能な場所に関する情報の開示を他事業者が受ける手続</p> <p>(2) 他事業者が接続に必要な装置の設置の可否及び条件の検討を第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に請求し当該検討の結果の回答（当該設置を拒否するものである場合にはその合理的な理由を含む。）を受けける手続（他事業者による当該設置の請求に係る建物への立入り（当該</p>	<p>(第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準)</p> <p>第二十三条の四 (略)</p> <p>2 法第三十三条第四項第一号ホの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>一 他事業者が接続（第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が設置する第一種指定電気通信設備以外の電気通信設備を介した間接的な接続を含む。以下この号において同じ。）に必要な装置若しくは保守又は建物、管路若しくは<u>とう道の利用を接続に関して行う場合における次の事項</u></p> <p>イ 他事業者が接続を設置する場合の手続であつて次に掲げる事項を含むもの</p> <p>(1) 他事業者が接続を設置することが可能な場所に関する情報の開示を他事業者が受ける手続</p> <p>(2) 他事業者が接続の設置の可否及び条件の検討を第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に請求し当該検討の結果の回答（当該設置を拒否するものである場合にはその合理的な理由を含む。）を受けける手続（他事業者による当該設置の請求に係る建物への立入り（当該設置に応じる</p>

設置に応じる場合の当該回答及び当該設置のための場所がないために当該設置を拒否する旨の当該回答に関する確認のための立入りを含む。) の手続を含む。)

(3) (略)

(4) 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事又は保守を行う場合にあつては、工事又は保守に他事業者が立会いをする手続

ロ 他事業者が接続に必要な装置の設置の可否及び条件の検討を第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に請求した日から当該検討の結果の回答を受け当該回答に係る設置の工事が始まる日までの標準的期間(当該回答が接続に必要な装置の設置を拒否するものであるときは、当該回答の日までの標準的期間)(他事業者の責めに帰すべき事由による期間を除く。)

ハ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事を行う場合にあつては、工事の標準的期間(他事業者の責めに帰すべき事由による期間を除く。)

ニ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の設置する建物、管路、とう道又は電柱等の場所に関して他事業者が負担すべき次に掲げる金額

(1) 建物、管路又はとう道の場所にあつては、正味固定資産価額(当該建物、管路又はとう道の取得原価から減価償却相当額を控除した額)を基礎として接続料の原価の算定方法(

場合の当該回答及び当該設置のための場所がないために当該設置を拒否する旨の当該回答に関する確認のための立入りを含む。) の手続を含む。)

(3) (略)

(4) 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事又は保守を行う場合の工事又は保守に他事業者が立会いをする手続

ロ 他事業者が接続の設置の可否及び条件の検討を第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に請求した日から当該検討の結果の回答を受け当該回答に係る設置の工事が始まる日までの標準的期間(当該回答が接続の設置を拒否するものであるときは、当該回答の日までの標準的期間)(他事業者の責めに帰すべき事由による期間を除く。)

ハ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事を行う場合の工事の標準的期間(他事業者の責めに帰すべき事由による期間を除く。)

ニ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の設置する建物、管路又はとう道の場所に関して他事業者が負担すべき正味固定資産価額(当該建物、管路又はとう道の取得原価から減価償却相当額を控除した額)を基礎として接続料の原価の算定方法(自己資本利益率の値については接続料規則(平成十二年郵政省令第六十四号)第十二条第五項の規定を準用する。)

三〇十一 (略)

ホ (略)

ヘ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事又は保守を行う場合にあつては、工事又は保守に関して他事業者が負担すべき金額

ト その他事業者が接続に必要な装置を設置する場合の当該他事業者が負担すべき金額及び条件

(削除)

自己資本利益率の値については接続料規則(平成十二年郵政省令第六十四号)第十二条第五項の規定を適用する

。)に準じて計算される金額

(2) 電柱等の場所にあつては、取得固定資産価額(合理的な予測に基づき算定された電柱等の購入価格又はそれに相当する額及び設置工事費等)を基礎として接続料の原価の算定方法(自己資本利益率の値については接続料規則第十二条第五項の規定を適用する。)に準じて計算される金額

四〇十二 (略)

3 (略)

ホ (略)

ヘ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事又は保守を行う場合の工事又は保守に関して他事業者が負担すべき金額

ト その他事業者が接続を設置する場合の当該他事業者が負担すべき金額及び条件

三 他事業者が接続に必要な装置を第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の電柱等に設置する場合における次の事項

イ 他事業者が接続に必要な装置を設置する手続

ロ 他事業者が負担すべき金額

ハ その他事業者が接続に必要な装置を設置する場合の条件

に準じて計算される金額

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、この省令の施行の際電気通信事業法第三十三条第二項の規定により現に認可を受けている接続約款について、この省令の定めるところに合致させるため、この省令の施行の日から三月以内に同項の規定に基づく変更の申請をしなければならない。
- 3 現に認可を受けている接続約款は、前項の申請に基づく認可に関する処分があるまでの間は、この省令による改正後の電気通信事業法施行規則の規定に合致しているものとみなす。